

② 自立支援医療制度

障がいをお持ちの方が自立した日常生活を営むため、障害の除去・軽減に必要な医療（治療や手術）について、指定の医療機関にて医療費の自己負担額を軽減する制度です。

自立支援医療制度の中には「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」という3つの制度があります。

対象者

◆ 更生医療（18歳以上）

身体障害者手帳をお持ちの方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

◆ 育成医療（18歳未満）

身体に障害を要する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

◆ 精神通院医療

法律で指定された統合失調症などの精神疾患を有し、通院による継続的な精神医療が必要とされる方

自己負担額について

自己負担額は原則1割で、所得等により自己負担上限額が設定されます。自立支援医療には高度な技術が必要なため、指定医療機関制度が導入されており、届出をした病院、診療所、薬局、訪問看護事業所で行われる医療費のみ対象になります。

※精神通院医療には特別措置があります。

有効期間について

心臓の障害に係る手術を除き、判定された日から原則3か月以内です。

ただし、人工透析療法や免疫療法を必要とする場合のような、長期にわたり治療が必要となる医療の場合、最長1年以内とすることができます。

※期間内に治療が終わる見込みがない場合は、こども未来課までご連絡ください。

※精神通院医療は、有効期間が異なります。



さいじょう 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が受けられる制度です。

しんせい ひつよう 申請に必要なもの

- しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳
- いけんしょ おきなわけん してい ようしき 意見書（沖縄県が指定する様式です。指定医療機関に記入してもらいます。）
 ※ ようしき みらい か まどぐち 様式はこども未来課の窓口にあります。
- けんこうほけんしょう 健康保険証
- ねんきんふりこみつうちょう ふりこみつうち など ねんきん じゅきゅうがく しょうい 年金振込通帳 または 振込通知ハガキ等の年金の受給額がわかる書類
 ※ しょうがいねんきん いぞくねんきん じゅきゅう かた 障害年金 または 遺族年金 を受給している方
- とくていしつぺいりょうようじゅりょうしょう 特定疾病療養受領証
 ※ とうせきかんじゃ がいとうしゃ 透析患者 および 該当者
- マイナンバー または つうち ほんにん ふようしゃ 通知カード（本人、扶養者のもの）
- いん みとめいん か 印かん（認印でも可）

しんせい なが 申請の流れ

しんせい けつてい やく げつ ※申請から決定まで、約2～3か月ほどかかります。

こども みらい か しんせい 未来課に申請

おきなわけん しんたいしょうがいしゃそうだんじょ はんてい 沖縄県身体障害者相談所による判定

し きゅう けつ てい 支給決定

しきゅう けつてい ばあい じゅきゅうしゃしょう はっこう 支給が決定した場合に、受給者証が発行されます

こども みらい か じゅきゅうしゃしょう ゆうそう とど 未来課より、受給者証が郵送で届きます。
 せいど りょう いりょうき かんとう じゅきゅうしゃしょう ていじ 制度の利用には、医療機関等での受給者証の提示が必要
 ひつよう 必要です。

● 更生医療対象となる障害と標準的な治療の例

しょうがい しゅるい 障害の種類	しょうがい めい 障害名	しゅじゅつ 手術
し か くしょうがい 視覚障害	はくないしょう 白内障	すいしょうたいてきしゅつしゅじゅつ 水晶体摘出手術
	もうまく り 網膜はく離	もうまく り しゅじゅつ 網膜はく離手術
	どうこうへい さ 瞳孔閉鎖	こうさいせつだんじゅつ 虹彩切断術
	かくまくこんだく 角膜混濁	かくまくいしょくじゅつ 角膜移植術
ちようかくしょうがい 聴覚障害	こまくせんこう 鼓膜穿孔	せんこうへいさじゅつ 穿孔閉鎖術
	がいじせいなんちよう 外耳性難聴	けいせいじゅつ 形成術
げん ごしょうがい 言語障害	がいしょうせいまた しゅじゅつご しょう 外傷性又は手術後に生じる はつおんこう ご しょうがい 発音構語障害	けいせいじゅつ 形成術
	しんがくこうがいれつ きいん おんせい 唇顎口蓋裂に起因した音声・ げんごきのうしょうがい とちな 言語機能障害を伴うもので あって びいんこうへいさきのうふぜん に たい しゅじゅつ い がい し か 対する手術以外に 歯科 きようせい ひつよう もの 矯正が必要な者	し か きようせい 歯科矯正
した い ふ じ ゆ う 肢体不自由	かんせつこうしゆく かんせつきようちゆく 関節拘縮、関節強直	けいせいじゅつ じんこうかんせつちかんじゅつ 形成術、人工関節置換術
ない ぶしょうがい 内部障害	しんぞう せんてんせいしんしっかん (心臓) 先天性心疾患	べんこう しんしつしんぼうちゅうかくしゅじゅつ 弁口、心室心房中隔手術
	しんぞう こうてんせいしんしっかん (心臓) 後天性心疾患	うめぐみじゅつ ペースメーカー埋込術
	ぞう ぞうきのうしょうがい (じん臓) じん臓機能障害	じんこうとうせきりょうほう じんいしょくじゅつ 人工透析療法、腎移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む)
	かんぞう かんぞうきのうしょうがい (肝臓) 肝臓機能障害	かんぞういしょくじゅつ 肝臓移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む)
	しょうちよう しょうちようきのう げんぱい (小腸) 小腸機能全廃	ちゅうしんじょうみやくえいようほう 中心静脈栄養法
	めんえき かんせんしょう (免疫) HIV感染症	こう りょうほう めんえきちようせいほう 抗HIV療法、免疫調整法

1 さいみん 8歳未満の身体に障害を有する児童が受けられる制度です。

しんせい ひつよう 申請に必要なもの ※申請は保護者が行います。

○意見書（指定医療機関に記入してもらいます。）

※様式はこども未来課の窓口にあります。

○健康保険証（児童と保護者のもの）

○年金振込通帳 または 振込通知ハガキ等の年金の受給額がわかる書類

※保護者が障害年金 または 遺族年金 を受給している方

○マイナンバー または 通知カード（本人、扶養者のもの）

○印かん（認印でも可）

★ いくせいりょう しんたいしょうがいしゃてちょう も 育成医療は、身体障害者手帳を持っていなくても受けることができる制度です。

しんせい な 申請の流れ

※申請から決定まで、約2～3か月ほどかかります。

みらい か しんせい こども未来課に申請

おきなわけんしょうにほけんきょうかい はんてい 沖縄県小児保健協会による判定

し きゅう けっ てい 支給決定

しきゅう けっ てい ばあい じゅきゅうしゃしょう はっこう 支給が決定した場合に、受給者証が発行されます

みらい か じゅきゅうしゃしょう ゆうそう とど こども未来課より、受給者証が郵送で届きます。
せいど りよう いりようきかんとく じゅきゅうしゃしょう ていじ 制度の利用には、医療機関等での受給者証の提示が
ひつよう 必要です。

● 育成医療対象となる障害と標準的な治療の例

しょうがい しゅるい 障害の種類	しょうがいめい 障害名	しゅじゅつ 手術
しかくしょうがい 視覚障害	はくないしょう 白内障	
	せんてんせいりよくないしょう 先天性緑内障	
ちょうかくしょうがい 聴覚障害	せんてんせい じ き けい 先天性耳奇形	けいせいじゅつ 形成術
げん ごしょうがい 言語障害	こうがいれつ 口蓋裂など	けいせいじゅつ 形成術
	しんがくこうがいれつ きいん おんせい 唇顎口蓋裂に起因した音声・ げんごきのうしょうがい ともな 言語機能障害を伴うものであつ びいんこうへいさきのうふぜん たい て鼻咽腔閉鎖機能不全に対する しゅじゅつ い がい し か きょうせい ひつよう もの 手術以外に歯科矯正が必要な者	し か きょうせい 歯科矯正
したいふじゅう 肢体不自由	せんてんせいこかんせつだつきゅう 先天性股関節脱臼、 せきついそくわんしょう びょう こつ 脊椎側彎症、くる病（骨 なんかしょう 軟化症）など	かんせつけいせいじゅつ かんせつちかんじゅつ 関節形成術、関節置換術、 ぎ し そうちゃく せつだんたん 義肢装着のための切断端 けいせいじゅつ 形成術など
ないぶしょうがい 内部障害	しんぞう せんてんせいしんしっかん （心臓）先天性心疾患	べんこう しんしつしんぼうちゅうかくしゅじゅつ 弁口、心室心房中隔手術
	しんぞう こうてんせいしんしっかん （心臓）後天性心疾患	うめぐみじゅつ ペースメーカー埋込術
	ぞう ぞうきのうしょうがい （じん臓）じん臓機能障害	じんこうとうせきりょうほう じんいしよくじゅつ 人工透析療法、腎移植術 こうめんえきりょうほう ふく （抗免疫療法を含む）
	かんぞう かんぞうきのうしょうがい （肝臓）肝臓機能障害	かんぞういしよくじゅつ 肝臓移植術 こうめんえきりょうほう ふく （抗免疫療法を含む）
	しょうちょう しょうちょうき の う ぜんばい （小腸）小腸機能全廃	ちゅうしんじょうみやくえいようほう 中心静脈栄養法
	めんえき かんせんしょう （免疫）HIV感染症	こう りょうほう めんえきちょうせいほう 抗HIV療法、免疫調整法
た その他	せんてんせいしよくどうへいさしょう せんてんせいちょう 先天性食道閉鎖症、先天性腸 へいさしょう さ こう きょだいけつちょうしょう 閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、 にょうどうげれつ ていりゅうせいそう こうがん 尿道下裂、停留精巣（睪丸） など	にょうけいせい じんこうこうもん ぞうせつ 尿形成、人工肛門の造設 などの外科手術 げ か しゅじゅつ

せいしんいりょう つういん けいぞくてき ひつよう ばあい う せいど
精神医療の通院が継続的に必要な場合に受けられる制度です。

しんせい ひつよう
申請に必要なもの

○診断書（沖縄県が指定する様式です。指定医療機関に記入してもらいます。）

※様式はこども未来課の窓口にあります。

※診断書の作成料は自己負担になります。

○健康保険証

○年金振込通帳 または 振込通知ハガキ等の年金の受給額がわかる書類

※障害年金 または 遺族年金 を受給している方

○所得課税証明書

※1月1日に竹富町に住所が無い場合

○マイナンバー または 通知カード（本人、扶養者のもの）

○印かん（認印でも可）

しんせい なが
申請の流れ

※申請から決定まで、約2～3か月ほどかかります。

こども未来課に申請

沖縄県総合精神保健福祉センターによる判定

支給決定

支給が決定した場合に、受給者証が発行されます

こども未来課より、受給者証が郵送で届きます。
制度の利用には、医療機関等での受給者証の提示が必要
ひつよう
です。

● 受給者証を受け取った後の手続き

必要な場面	必要なもの
・ 所得区分が変わったとき ・ 指定医療機関が変わったとき ・ 訪問看護の追加があるとき ・ 健康保険証の内容が変わったとき ・ 氏名、住所が変わったとき	・ 受給者証 ・ 受給者本人の健康保険証 ・ 印かん（認印可）

自己負担額について

沖縄県の場合、「沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度」が適用されますので、認定された自己負担額も公費負担となり、自己負担は発生しません。

※ 訪問看護事業書の訪問看護については、特別公費負担制度の対象になりません。

※ 申請及び更新(再認定)

※ 自立支援医療（更生・育成・精神通院）の申請に必要な診断書の料金は、自己負担となります。

有効期間について

新規申請

申請日から1年以内の日で、月の末日になります。

※ 令和8年4月1日に申請した場合、令和9年3月31日までが有効期間となります。

更新（再認定）

前回の終了日の翌日から1年以内の日で、月の末日になります。

※ 令和9年3月31日が終了日の場合、更新後の有効期間は令和9年4月1日～令和10年3月31日までとなります。

※ 前回の支給認定の有効期間を過ぎた場合は「新規申請」と同じ扱いになります。

※ 更新の手続きは、有効期間の3か月前から受付できます。



●^{せいしん}精神^{つういん}通院^{いりょう}医療^{たいしょう}対象となる^{しっぺい}疾病^{れい}の例

1	^{びょうじょうせい} 病状性 ^{ふく} を含む ^{きしつ} 器質性 ^{せいしん} 精神 ^{しょうがい} 障害
2	^{せいしん} 精神 ^{さようぶつ} 作用物質 ^{しつし} 使用 ^{しょう} による ^{せいしん} 精神 ^{こうどう} および ^{しょうがい} 行動の障害
3	^{とうごうしつちようしょう} 統合失調症、 ^{とうごうしつちようしょうがたしょうがい} 統合失調症型 ^{もうそうせいしょうがい} 障害および妄想性障害
4	^{きぶん} 気分 ^{しょうがい} 障害
5	てんかん
6	^{しんけいせいしょうがい} 神経性障害、 ^{かんれんしょうがい} ストレス関連障害および ^{しんたいひょうげんせいしょうがい} 身体表現性障害
7	^{せいりてきしょうがい} 生理的障害および ^{しんたいてきよういん} 身体的要因 ^{かんれん} に関連した ^{こうどうしょうこうぐん} 行動症候群
8	^{せいじん} 成人 ^{じんかく} の人格 ^{こうどう} および ^{しょうがい} 行動の障害
9	^{せいしん} 精神 ^{ちたい} 遅滞
10	^{しんりてきはったつ} 心理的発達 ^{しょうがい} の障害
11	^{しょうにき} 小児期 ^{せいねんき} および青年期 ^{つうじょうはっしょう} に通常 ^{こうどう} 発症 ^{じょうちょ} する ^{しょうがい} 行動および情緒の障害

